

第 4 2 回議会運営委員会記録

令和 7 年 2 月 3 日

【開催日】 令和7年2月3日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午後0時4分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	山田伸幸	議員	吉永美子
議員	矢田松夫		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 議員の政治倫理条例について
- 2 その他

午前9時30分 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから、第42回議会運営委員会を開催いたします。本日、委員外議員として、矢田議員、山田議員、吉永議員の御出席を認めたいと思っておりますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、着席してください。

（矢田松夫議員、山田伸幸議員、吉永美子議員 着席）

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の１点目です。政治倫理条例についてです。議会基本条例の検証が終わりまして、改正についても議会運営委員会の中でいろいろと議論してまいりました。これから議会基本条例の改正案を作成していくんですが、改正の議論のときに、議会基本条例第２７条、政治倫理について、第２項の関係も含めて議論がありました。本日は、政治倫理条例についての改正等に関係する議論に入りたいと思います。まず、本市議会政治倫理条例について、各会派で御意見がございましたら、お願いいたします。

大井淳一郎委員 議会基本条例中、政治倫理に関する条文が第２７条にあります。第１項でこのことが書いてあって、第２項で規範を別に定めるということを受けての政治倫理条例となります。政治倫理条例を運用して、これまでに何度か政治倫理審査会がございました。そのときの報告書にもあったように、政治倫理と一般倫理が混同している感じを受けました。報告書自体は読み上げませんが、附帯意見として、第３条を含めて条例改正が必要と考えるということでした。それを受けまして、私の会派では、第３条の政治倫理基準を、特に第１号は見直すべきであろうと思っております。第２号から第６号は明確なのですが、少なくとも第１号は見直すべきだということで一致しております。見直すとは削除することです。

宮本政志委員長 今、みらい２１からは政治倫理条例第３条第１号の改正が必要ではないかということでした。この点についてででも、そのほかの部分ででも改正等の御意見がございましたらお願いします。委員外議員の方もよろしいですよ。御意見はいかがですか。

吉永美子委員 今から申すことはいろいろな場で発言してきたつもりなんですけれども、これまで政治倫理条例に基づいて審査会を立ち上げたとき、これを何回か行ってきたわけですが、やはり、議員が議員を審査するということにかなり違和感がありました。審査会のメンバーについて、

考え方をきちんと定めていくべきではないかと思っております。

笹木慶之委員 まず、政治倫理条例第2条第2項の最後に「品位の保持に努めなければならない」という文言があります。それから、第3条第1号の中で、「品位と名誉を保持し」というところがあります。ほかの会派からもお話がありましたが、私たちもこの辺りの問題についてはやはりしっかり検討して、どうすべきかという方針を出さないといけないと考えています。そういう問題が一つあります。それからもう1点、第6条第2項の中で、「審査委員会は、委員8人で組織し、議員のうちから議長が任命する。」という条項があります。議員が任命されて議論するということになっていますが、そういう方向性についてもしっかり検討しながら進めていくべきじゃないかなと思います。それからもう1点付け加えておきます。他市の状況を少し調べてみました。岩国市、美祢市、萩市辺りにはそういう条例がないようです。山口市は、議会基本条例の中には政治倫理についての文言が入っていないと。議員の政治倫理について触れている条例がないという状況もあります。それらを踏まえて、私の会派でもいろいろな形で検討しているということを御報告しておきたいと思います。

伊場勇委員 この政治倫理条例については、私の会派でもかなりの時間を使って話したところであります。平成24年から約13年たっている条例です。今、大井委員からもありましたとおり、第3条第1号の解釈については、それぞれの主観によって考え方等々があると。そこで審議する中で、吉永議員が言うように、議員が議員を裁くというところが、やはり被審査議員に対して恣意的な運営となってしまう可能性が捨てきれないと思っています。この政治倫理条例というのは、ロッキード事件等々があって国会が決めました。それから、地方議員でもつくったほうがいいんじゃないかというところで、本市議会では平成24年につくったわけです。そもそも、条例に基づいて設置されている政治倫理審査会というものは、法律の根拠がないんです。そして、附属機関についても、総務

省は設置するのが望ましくないという見解を出しております。そういった中で、議員が議員を裁くと。また、汚職に対しては、警察などが判断し、しっかり取り締まる法律があると思います。この条例がそもそも必要なのかというところです。ここは皆さんに投げかけさせていただきたいんですけれども、政治倫理条例の中にある懲罰や、議員が議員を裁くというところについて、私はずっと違和感を持っております。議会基本条例中に政治倫理が記載されていて、もちろんそれは大事なことはあるんですけれども、条例までつくって——審査会は今までに複数回開催されましたが、その内容を振り返って考えてみても、この条例の審査会の中でする必要があったのかなというところにも疑義があります。会派の中で、この条例をもし廃止する場合に何か懸念事項等々があるのかを話したんですけれども、この条例がなくてもそれぞれが職業倫理である政治倫理を意識したらよいと。今後何か問題があったときでも違うステージで判断するべきと思っております。まとめますと、今、条例改正の話をされていますけれども、廃止の方向で考えていくことはできないのかと考えているところです。

矢田松夫議員 私は、前回も言いましたように、何も変える必要はないし、修正したり廃止したりすることについては反対であると。検証ですから、これまで政治倫理審査会が設置された状況を見て、検証して、新たなものをつくるということなら分かるんですが、ただ単に文言だけを訂正するという議論については、全く違った方向に行くんじゃないかと思えます。やっぱり検証すべきだと思います。抽象論だけではいけません。特に第2条については、「市民の信頼に値する」以下から「品位の保持に努めなければならない」と、これが一番大事なところであって、これらを放棄して政治倫理をしていくのかということにはならないと思います。また、第3条の基準ですが、議員活動についてのみではなくて、例えば、議員の自治会活動とか破廉恥行為とか、そういったことも含めて、日常的な議員活動についても値するべきものじゃないかと思えます。ですから、基本的には変える必要はないし、廃止する必要もないということであ

ります。

宮本政志委員長 矢田議員、日常的な議員活動とおっしゃいました。例えば自治会活動とおっしゃったんですけど、その辺りの線引きはどのようにお考えですか。

矢田松夫議員 それをひっくるめて書いてあるのは、さっき言いました第2条第2項です。それに基づいて議員活動をしていくべきだと思います。ですから、その中に含まれるということです。例えば、議場だけではなくて、議員活動の日常的に自らが背負っているもの、あるいは職務と言うんですか、行っているものも全部含めて入るんじゃないかと思います。例えばの話で自治会活動、あるいは、私は交通指導員をやっておりますので、そういったところの問題とか、いろいろな役職を持っておられますので、それらも含めて入るんじゃないかと思います。ですから、簡単に言えば、24時間、議員は議員であるべきだと思っております。ただ単に議員活動だけじゃないんですよ。

山田伸幸議員 そもそも、議員が法的に問われるのは、一つには議会会議規則を破るとか地方自治法に抵触するとかで、それ以外には議員としてでなくて、ごく普通の市民として刑法に違反したとかで処罰を受けることはあります。しかしながら、それらに含まれないものがこれまで基本条例の中でと言われていたんですけど、実際にこの間の運用状況等を見ると、全く議会外のことまで、今、矢田委員は言われましたけれど、それは決して議員としてやっているわけではない。私もいろいろな役職を持っておりますけれど、そこは議員とは一切関係ないことでありますので、今の意見には疑問を持ちます。疑問というか、それは間違っているんじゃないかとはっきりと思います。やはり私たちが身を引き締めるべきは、地方自治法に沿ってどうだったか、会議規則に沿ってどうだったか、議会基本条例に沿ってどうだったかというのが問われてしかるべきであって、それ以外の議会外のものにまで議会が議員個人を制限したり、ある

いは処罰したりすることは間違っていると思います。

宮本政志委員長　今、山田議員からも、先ほどの矢田議員の意見に対する考え方をお聞きしたんですが、先ほどから第2条第2項、あるいはそれに関連して第3条第1号の品位と名誉のあたりも議論になっていて、また、先ほど伊場委員からは懲罰の件も出ましたね。これが恐らく地方自治法の懲罰に類似するものですから、その辺りも含めた御意見だったと思います。笹木委員からも政治倫理審査会に関する第6条第2項の御意見が出たということで、いろいろな御意見が出ております。そもそも、矢田議員がおっしゃる政治倫理条例の前提と山田議員がおっしゃった政治倫理条例の前提では、全く見解が違うと思います。この辺りについて皆さんの御意見をお聞きしないと、それを置き去りにして中身に入れませんから、皆さんの御意見をお聞きしたいです。矢田議員にもう少し詳しくお聞きしたいのが、矢田議員は、365日、24時間、我々は議員ですと先ほどおっしゃった。例えば、議員の中にも会社を経営したり、お店を経営したりする議員がいるとしましょう。そうすると、例えば、そのお店で何かお客様とトラブルがあって、そのお店は議員が経営しているんだから政治倫理に該当すると。そうすると、そのお客様とのトラブルについても政治倫理条例によって政治倫理審査会が開催されて、そして最悪、議長の嚴重注意や謝罪文の朗読、これらは二重で課すこともできるんですが、そういった措置がなされることがあると。議員の行動全てにおいてこの政治倫理条例が適用されると受け止めたんだけど、矢田議員、それでいいんですか。

矢田松夫議員　基本的にはそういうことです。今、問題になっているのは、山田議員が言うように、議会活動に限定されるということ。私は、やっぱりこの第2条にありますように、議員というのは市民全体の奉仕者ですから、そういうことになると。24時間とは言いませんが、やっぱり議員任期中の4年間の全ての活動について対象として当てはまるんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 矢田議員や山田議員の見解について、ほかの方、御意見等はいかがでしょうか。

山田伸幸議員 議会の中で私たちは活動します。そのために市民から選ばれております。しかしながら、議会外のプライベートまで干渉されるということは、人権上も問題であります。そして、私もそうですが、議会活動以外に政治活動をやっております。議会外で行うことに対して議会からとやかく言われるというのは、私は間違っていると考えます。これは何ら議会からそのことを問われることがあってはならないと考えておりますし、実際にいろいろな例を見てみますと、そこまで政治倫理条例は及ばないと考えられるべきであるという実例といいますか、そういったものも見聞しております。やはりどのようにも取られる法令というのはないはずです。例えば、ここで処罰をされるにしても、あなたはこういうことをしたので、それは刑法のこれや地方自治法のこれに該当し、この違反をしましたという形でやられるのが、法的な論立てとして求められているものであって、解釈によってどうにでもなるということは絶対にあってはならないと。日本の法律的な立場からしても、そういったことは許されないことだと思います。

大井淳一郎委員 冒頭述べましたように、政治倫理と一般的な倫理は明確に区別すべきものであると考えております。政治倫理条例第2条第2項にある倫理と政治倫理基準の第3条にある第1号をはじめとする政治倫理基準の倫理というのは、同じ政治倫理、職業倫理であると考えます。一般的な、例えば、自治会、ボランティアで、別の会社での活動などは議会活動ではありません。そこでの品位を害するような行為というのは、私たちは4年に一度の選挙で結果的に有権者から審判を受けますので、そういった態度、振る舞いについては、そこでしっかり受けるべきで、やはりここでの対象というのは政治倫理、職業倫理、具体的には難しいかもしれませんが、議員が権限や地位を不正に行使して自己または第三者

の利益を図るという政治の不正や腐敗を防止するためにあると考えます。ここの倫理と一般的な倫理は異なるものだと考えますので、拡大解釈すべきではないと考えます。

伊場勇委員 私も大井委員や山田議員と一緒にです。拡大解釈すると切りがないし、議会活動以外にまでこれが及ぶというのは考えられません。なかなか解釈が複雑で難しくなるということもありますので、ここは間違いなく職業倫理である政治倫理のことをうたっていますし、そもそもその基本条例の政治倫理のところで定めているので十分じゃないのかと。それ以上に定める必要がありますか。山陽小野田市議会とは、そこまで議員のレベルが低いんですかねと思うんですよ。だから、この1行をしっかりと守ればいいんじゃないかと思います。中身については、法律上の根拠もないし、懲罰等々の話もあるので、私はそういうふうに申しているということです。

笹木慶之委員 冒頭、申し上げた点も踏まえてということですが、我々の判断の中で、特に第2条第2項の品位の保持について、品位とは何ぞやという定義は非常に判断が厳しいということがあります。それから、第3条第1号の中で、「市民全体の代表としての品位と名誉を保持し」というこの文言も非常に曖昧なものになっています。だから、それを基に物事を判断するのは極めて難しいんじゃないかということがあります。我々としてみれば、今まで議会基本条例の精神を受けながら政治倫理審査会を行ってきたわけですが、やはりいろいろな形で再度チェックをかけながら疑問点を少し整理して進めていくべきではないかと思っております。現状ではそういうところです。

宮本政志委員長 論点が全く違います。今の論点は、政治倫理条例の対象となる議員の行動の範囲についてなんです。矢田議員は、プライベートも含めて議員たるもの365日、24時間、全ての行動が政治倫理条例の対象となるんだと。それに対して、山田議員や大井委員や伊場委員は、

それは違いますよと。あくまでも職業倫理として政治倫理があるわけだという意見が出ております。今、笹木委員は内容のことをおっしゃったんですけど、そうじゃないんですよ。今、議論になっていることについての御意見をお聞きしました。今、矢田議員がおっしゃるのは、もし違ったら訂正してください、例えば議員がプライベートでどこか旅行に行って、そのときに奇抜な格好をしていたら、それは議会の品位を傷つけたんじゃないかと。そうすると、政治倫理審査会の対象になって裁かれるんだと。つまり、何をしても全てにおいて政治倫理条例の対象になるんですよという御意見だと思うんです。私は、そう解釈しています。そうじゃないよというのが、山田議員、大井委員、伊場委員の御意見なんです。政治倫理や政治倫理条例についての正しい理解がないと、その内容に入ったときにおかしな解釈をしてしまいますから。それについての議論を行っているんです。そのことについて、至誠一心会としての御意見はどうかとお聞きしたんです。

笹木慶之委員 冒頭に申し上げたように、もとより議会基本条例をベースとして動いているわけですよ。議会基本条例中に、条文として政治倫理条例を別に定めるとなっています。議会として、いわゆる議員としての活動を戒めるものであるから、それはそれとして受け止めるべきだと解釈しています。

宮本政志委員長 ということは、山田議員や大井委員、伊場委員の御意見と近いってことなのかな。ちょっとよく分からなかったんだけど。今の議論の論点はお分かりですか。

山田伸幸議員 今の政治倫理条例に違反すると処罰されるんですよ。では、それを判断できるような証拠立て、あるいは論証、どういうふう違反したか、その具体的な指摘がされるのか。その辺が曖昧でも、残念ながら処分が下されてきたという例があります。やっぱりそういった曖昧さを取り除いていかないといけない。先ほど矢田議員が、24時間ずっと、

どこまでも議員だと言われたんですが、私たちが何によって議員としての責務を果たすかという、地方自治法に沿った市政運営ができているだろうか、あるいは、議会の条例によって私たちは正しく議会運営をしているだろうか、そういったことだと思います。責務に違反するならば、その部分での処罰を受けることはあります。または刑法など、議会が処分しなくても裁判所などで法的な処分を受けるところで処分されるわけです。議会が議員を処分するというのは、やっぱり判断が難しいし、議員にそこまで高い法的な知見が問われてきたときに、どうだろうかという疑問もあります。その辺でまだまだ私たちは政治倫理条例が消化されていないし、今までも残念ながらその辺を理解して運用されてこなかったという反省の上に立って、この政治倫理条例が本当に私たちの守るべき基準としてあったのかどうなのかもきちんと見ていくと、残念ながらその辺は果たされてきていないというのが率直な感想です。今、笹木委員が言われてきたんですけれど、品位というのは、これはもう恣意的な判断が幾らでもできるということがこれまでもあったわけですから、そういった恣意的な判断は全て排除していくことが必要ではないかと。そして、この政治倫理条例そのものがそれにふさわしい条例となっているのかどうかということが問われているのではないかなと思います。

宮本政志委員長　少し論点がずれてしまいました。吉永議員は、どう思われますか。矢田議員の、24時間、365日、議員が起こす全ての行動、言動が政治倫理に関係してくるという御意見に対して、山田議員、大井委員、伊場委員、笹木委員に関しては、そうじゃないでしょうと。あくまで政治倫理は職業倫理なので、議員としての活動、言動等に関係するものだという御意見が出ています。意見が分かれています。正しい解釈を前提として進めていきたいので、吉永議員、御意見があったらお聞きしてよろしいですか。

吉永美子委員　私たち議員はやはり公人として、自分の行動には当然責任を持たなければなりません。しかし、ここで山陽小野田市議会として条例を

つくっているのは、議員としての政治倫理の条例になっていまして、これまで審査会を複数回開いていく中で、やはり論点が外れていった原因は、先ほど大井委員が言われた第3条第1号の解釈がいろいろと分かれるという問題点だということがずっと出ておりました。私は、もし議員としてどうなんだと訴えられることがあったとき、山陽小野田市議会として判断する中では、やはり議員としての活動というところで、人としてというところは分けないといけないと考えると、訴えたい方は、例えば裁判で訴える、いわゆる司法の場で訴えるなどのやり方があるわけで、24時間公人とは言いながら、議員としての活動という部分でのすみ分けは必要だと思います。ですので、矢田議員が言われることも分かるんだけど、いざ政治倫理審査会を開くときの一つの論点になる部分については、議員としてのことというところで考えていくべきだし、最たる例としては、政務活動費を不正に使っているなどです。何でもかんでもとなっていくと——これまで審査会を開いた中でよく分かったように、やはりすみ分けは考えていかないといけないと。本市議会はこれまで審査会を開いたからこそ、これでよかったんだろうかこれでいいんだろうかという議論に入ったと思うんですよ。それがなかったら、やっぱり今までどおりでいいじゃないかとなっていっただろうなと思いますので、今議論していることは大変大事だし、やはり議員としての条例というところではすみ分けが必要だと思います。全てではないと思います。

矢田松夫議員 議会活動に限定されるのか、されないのか、どっちかなんです。

私は、さっき言ったように、宮本委員長は飛躍して服装のことを言われたけど、ここに書いてありますように、議員は政治倫理に反するような事実があると、例えば服装なんか政治倫理に反するようなことはなくて、例えば公的機関を担っている人、例えば自治会長など、あるいは本市にたばこのポイ捨て禁止条例はないけど、もしたばこのポイ捨て禁止条例があるところで、たばこを吸った場合とかはそういう問題も出てくるだろう。あるいは、私が今回政治倫理審査会にかけられた状況を見ると、公的機関を担っている人がそういった疑惑を持たれたときにはどうする

のかと。あまり拡大解釈すると何でもかんでもとなるから。24時間、そうじゃなくてということなんですね。その辺は飛躍しないように議論してもらいたい。

宮本政志委員長 矢田議員、飛躍じゃなくて、矢田議員は、24時間、365日、議員たる者全ての行動において対象になるというお考えを御意見としておっしゃいました。それに対してほかの委員から全く違う意見が出ました。矢田議員、よく多勢に無勢と言われますけど、私は別に矢田議員以外の委員や議員が全員矢田委員とは違う意見だから、多いほうが正しいとして進めているわけじゃないんですよ。今日の議会運営委員会では政治倫理条例改正等も含めた議論に深く入っていきたいですから、今、正しい前提は何かをお話ししているんです。事務局、何か付け加え等、もし御意見があればお聞きしたいです。

中村議会事務局次長 政治倫理条例とは何かというのもあるんですけど、政治倫理については、皆さんはどうお考えなんですか。逆にお聞きしたいです。条例をつくったのは皆さんですので、お聞きします。

宮本政志委員長 本市の議会基本条例を制定するときには、当時かなりの時間を使って、当時の地方自治法を前提として作り上げてこられたとっております。検証や改正の議論をしていますし、議員になられてもう数え切れないくらい議会基本条例を熟読していらっしゃるでしょうから、その辺りも踏まえて、議会基本条例でうたっております政治倫理とは何ぞやと、今、そういう問いかけがございました。

高松秀樹議長 委員長、堂々巡りになっているから、事務局から説明させたほうがいいですよ。

宮本政志委員長 事務局、どうですか。

中村議会事務局次長　皆さん御存じということでお伝えしますと、職業倫理なので、一番分かりやすいのは、議員としての立場や権限を行使した不正をしないということで、それが一番大事ではないかと思います。

宮本政志委員長　職務ですね。例になるのか分かりませんが、例えば、交通ルールを無視したことは、悪いんですけど、職務権限を使って不正を働いたことにはなるかという、それは違うというのは一般的な見解じゃないかと思います。そもそも今期、政治倫理審査会が開かれていますよね。その開かれた中では、議員の活動とは全く別のことから政治倫理審査会で扱う事項には該当しないという結論を出した。でも、政治倫理審査会が発足したことについて、そもそもそれがどうなのかという意見も当時からあったわけです。本市議会の議員は、議会基本条例を熟読しているはずなんです。議会基本条例を熟読して、政治倫理をきちんと理解して、そして地方自治法を理解していたらそもそも起こるはずがないような政治倫理審査会の請求が起こることがありましたよね。つまり、議員の中できちんと正しい理解をしていないと。当初から、これはきちんと御理解をされていない状態で議論に入られているという違和感を持っていて、皆さんがどうお考えかということをお聞きしたわけです。この政治倫理に関しては、再三研修して、それぞれの会派、政党会派で議論して、そして、調査、研究されてこの場にいらっしゃると思うんです。だから、政治倫理とは何かという前提を確認するのも情けないと思うんですが——政治倫理に関しては、今、御意見をお聞きしますと、ほとんどの方が正しい理解をしていらっしゃると分かりました。矢田議員、条例に入ってよろしいですか。それとも、納得がいかないところがありますか。納得いかないのであれば、御自分の御意見が正しいことの論拠を明示してください。何度も言っていますが、ほかの委員がそうだと、あなたの言う意見が正しい、自分たちの意見が間違っていた、よし考え方を変えようとなるような議論をするのが議会であります。しっかりと根拠を示していただいて、皆さんには自分の意見の正当性を論じていただきたいんです。矢田委員、どうですか。

矢田松夫議員 第2条の議員の責務は、議員活動に限定されるのか、あるいは限定されないのかというところが大きな焦点になってくると思います。やはり議員活動というのは、それだけに含まれないということです。それはもう少し勉強しろとか——私のほうはそういうことです。

宮本政志委員長 矢田委員はそういう前提で、前回も今日もそうでしたね。だから、議会基本条例の政治倫理の部分と政治倫理条例には一切手をつける必要がない、改正する必要がないとおっしゃっています。先ほどから品位の問題、第2条第2項や第3条第1号の辺りも議論になっておりましたけど、まずその辺りから入りますか。これについて各会派でお話を議論されていると思いますので、改正があるのであればどのように改正をするべきだ、そして、その理由としてこうだというところで少し御意見をお聞きしてよろしいですか。

山田伸幸議員 第3条第1号のように、解釈によって様々な判断ができる条項であってはならないということで、もし改正するのであれば、削除する、もしくはもっと具体的なものを列記すべきだと思います。

宮本政志委員長 山田議員、「もし改正するならば」ということは、共産党市議団として、政治倫理条例の改正の必要性のことを言っていますか。

山田伸幸議員 そうです。

宮本政志委員長 もう少し詳しくお聞きしたいです。

山田伸幸議員 要するに、制限列举しないと解釈によって処分されたりすると。そんなことはあり得ない。証拠を提示して、その証拠とは何に基づくのかというと、第3条第1号だと言われるんですけど、そのようなことが、今、第1号ではできないものだと考えておりますので、この第1号

の制限をきちんと書くか、もしくはそれができないのであれば、もうこの条例そのものが不備というふうに思われてください。

宮本政志委員長　そうすると、創政会の伊場委員と山田議員は、もうこの政治倫理条例がそもそも必要ないと。先ほど伊場委員は、ストレートに言われましたね。第3条第1号、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し」の部分でしょうね。この品位と名誉は、今までの政治倫理審査会でも、抽象的でなかなかまとめが難しかったところだと思うんです。それを前提にして至誠一心会もみらい21も意見が出ていましたが、いかがですか。今、伊場委員と山田議員の御意見は共通ですね。そもそも改正云々じゃなかったですね。

伊場勇委員　第3条第1号についても、政治の行動規範が政治倫理であって、一般的なモラルとは絶対に区別しなければいけない。けど、こういう書き方をすると、それはもうぐちゃぐちゃになって、何の議論をしているんだとなるんです。だから、そもそもこれは要らなかったんだろうと思っています。

大井淳一郎委員　条文の構造から行くと、議会基本条例第27条第1項で品位を保持し識見を養うよう努めなければならないということが書いてある。そして、第2項を受けての条例なんですけれども、これが議会基本条例第27条第1項と符合するものであります。ですから、重複するから政治倫理条例がなくても議会基本条例第27条があればいいんじゃないかという意見が出てくるのは分かります。政治倫理基準を遵守して活動しなければならないという政治倫理条例第2条第1項を受けて、同条例第3条が並べられています。第3条第1号は拡大解釈のおそれがあると。それに対して先ほど政治倫理についての話がありました。議員がその権限や地位を不正に行使して、自己または第三者の利益を図るのはどういう行動かということが具体的にある程度書かれたのが第2号から第6号までということでありまして。だから、第2号から第6号までに対して第

1号はかなり包括的というような附帯意見が過去の政治倫理審査会で出ているように、ここはやはり削除すべきであると考えます。また、政治倫理条例のそもそもの存在については、そもそも必要かということについては、私もそこにはまだ議論に加わってやっていきたいと思います。今の時点では、第3条第1号の削除を取りあえず主張したいと思います。

宮本政志委員長 条例を廃止するということは、非常に重要なことなんですよ。創政会の伊場委員や山田議員から廃止ということが出ました。これは廃止に当たって、第3条第1号の件、あるいは懲罰の件、いろいろなところを今から議論して、そして、廃止の方向の御意見を出されるとは思っております。でないと、本市議会が政治倫理そのものに関してすごく後退する、あるいは軽んじるという方向性であると受け取られると、議会運営委員会としては非常に心外であり、心配するところでもありますので、廃止に向けてはそれぞれまたしっかりとした論拠を進めていただきたい。今、大井委員からは、第3条第1号の部分に関して御意見を頂いております。この件について、ほかに御意見はございますか。

吉永美子委員 第3条第1号は大変議論になったところで、拡大解釈しようと思えばできるというところで、このことについては考えないといけないという話がずっと出ておりました。だから、第3条第1号をこのまま残すべきではないと思います。ですので、削除するか文言を変えるかということです。

笹木慶之委員 先ほど冒頭で申し上げたように、第3条第1号については、やはり適切な表現になっていないと思っております。付け加えて言うならば、第3条の文言をもう一度確認してみますと、「議員は、公職にある者に対して適用される法律その他関係法令のほか」となっているんですよね。だから、あるものはもう適用になりますよと。しかし、そのほかについて、「政倫審基準を遵守しなければならない」とありますから、第1号が非常に曖昧だから、それに対してどのような判断をして、どの

ような行動を起こすかということは大変紛らわしいと。もちろん私も専門家ではありませんから断定的なことは言えませんが、極めて困難な判断をせざるを得ないと。だから、それはしっかりそういう方向性で検討してほしいと思います。

宮本政志委員長　ここは議会運営委員会です。「検討してほしい」じゃない。

あなたも検討しないとイケないんです。それで、適正ではないのであれば、適正ではないと。適正であるがために、例えば先ほど吉永議員が言われるように削除すべき、あるいはこの1文をそのまま文言も変えていくべきだという御意見が出たわけですよ。この後で、この第3条第1号に関して削除ではなく変えていこうというのであれば、それは吉永議員から、こう変えたらいい、あるいはこういう文言が必要じゃないかという御意見が出てくるでしょう。あなたが今おっしゃったのは、これは適正ではないと。だから、適正ではないから至誠一心会としてはどうするんですか。検討していただきたいというのはおかしいんですよ。ここが検討して議論する場なんですよ。ほかの委員に「検討してください」と言うのは無責任でしょう。これに関しての検証と改正については、各会派で熟議しているはずなんです。そして、議会アドバイザー等々から議員研修などを何度も受けているんですよ。ですから、ここは検討する場で、結論を出す場ですから、至誠一心会の第3条第1号に対する御意見を頂きたい。それから、第2条第2項についても、至誠一心会は品位と名誉の保持について意見を言われたでしょう。今はそれについてお聞きしているんです。これについて、大井委員も吉永議員も先ほど意見を言われました。だから、今、至誠一心会の見解をお聞きしているんです。

笹木慶之委員　まず第2条を申し上げます。第2条第2項については、最後のところに、「品位の保持に努めなければならない」という条文になっております。我々は、「自覚するように努めなければならない」と訂正することが考え方としてあります。それから第3条につきましては、第1号の「品位と名誉を保持し」というところについては、第1号は必

要ではないと。あえて言うならば、「代表として」の次の「品位と名誉を保持し」を削除して、いきなり「その職務に関連して疑惑をもたれる行為をしないこと」とする整理の仕方もあります。不確実なものですから、あえて入れないほうがいいんじゃないかという方向性です。

宮本政志委員長 第3条第1号に関しては全部削除ということですか。今、全体的な御意見をお聞きしておりますが、第3条第1号の改正、削除という意見、それから、政治倫理条例そのものが必要ないという御意見の二つが出ておりますね。今から休憩に入りますが、第3条第1号について、削除ではなく、このような改正がいいという案があれば、休憩後に提示していただきたいと思います。ここで暫時休憩に入ります。

午前10時26分 休憩

午前10時50分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほどからの議論でいきますと、大きくまとめると、第3条第1号の特に「品位と名誉」というところの論点、それから懲罰、謝罪文の朗読と議長の厳重注意ですね。この二つについて少し御意見等が出てきていると思います。そして、政治倫理条例そのものが必要ないので廃止したらどうかという御意見もございましたし、第2条第2項の「品位の保持」、それに付随して第3条第1号そのものを削除するべきだという御意見、あるいは第3条第1号については条文の改正をするべきだという御意見がそれぞれございました。つまり、条例廃止、条例改正の御意見がそれぞれあると思います。どなたからでも構いませんので、御意見を言っていただきたいと思います。

吉永美子委員 先ほどの私の発言について補足させていただきます。第3条第1号については、言葉を変えるのであれば云々と申し上げましたが、このようにしたらいいという案は持っておりません。そういう考えの方が

おられたら変えてもよいということで申し上げました。第2号から第6号までは具体的であるのに対して、第1号は、前から議論になっていきますように、いろいろな解釈ができるということで、第1号をなくすことが一番いいと思っております。それと、政治倫理条例自体を廃止すべきじゃないかという御意見に対しては、なぜ要らないのかという理由をお聞きしたいです。

宮本政志委員長 今、吉永議員から二つありました。第1号に関してはもう必要ないというのが一つです。そして、もし改正であれば、何か案を持っている人はいるのかということをおっしゃいました。そして、そもそも政治倫理条例廃止についても言われました。そうしますと、政治倫理条例廃止の御意見を持っている方々に、第1号の廃止や改正を聞いても仕方ないですね。政治倫理条例そのものを廃止しようというのが、創政会と共産党市議団から出ております。なぜこれを廃止すべきという御意見はありますか。

山田伸幸議員 当初、議会基本条例をつくるときに、政治倫理条例も必要であろうという判断の下にやってきたんです。しかし、実際に政治倫理条例を議員がきちんと判断できるかどうか課題となってきました。この間のいろいろないきさつもありまして、改めてこの条例について詳しく検討した結果、特に基準と処罰のところで——この証拠立てがされなかった場合にその処罰まで決めてしまったような例もあったんですけど、そういったことが許されるのかと考えたときに、議員が議員を処罰するのは無理があるし、そういったことはすべきではないと思ひ至り、この条例そのものが私たちの議会には必要ないのではないのかという結論に達しました。

宮本政志委員長 今の山田議員の理由を聞くと、本市議会の政治倫理審査会のレベルが低いからきちんとした判断が下せないんじゃないかと受け止められたのよ。それともう一つ、地方自治法には懲罰があります。また、

本市議会の政治倫理条例に法的拘束力はありませんから、国家賠償や訴訟のリスクがある。論点は二つ。前者は本市議会のレベルが低いから、レベルの低い議員が審査してもいかがかというように受け止めたんだけど、どうですか。

山田伸幸議員 レベルそのものより、きちんと法的な勉強した方がおられても、議員を処罰するという判断ができるのか。審査会をつくるわけですから、そのことそのものが問題だということです。

宮本政志委員長 そうすると、そもそも平成24年の議会基本条例制定時には、政治倫理条例がもう備わっていたわけですよ。ということは、山田議員は御存じのとおり、当時、議会は相当な時間を費やしてこの条例をつくっていますよね。この基本条例、政治倫理条例の作成に当たって、高松議長は当時一番尽力されたと思っています。議長、これについてのそもそものところを少し御説明していただいてよろしいですか。

高松秀樹議長 まず基本的なところですよ。なぜ政治倫理条例をつくったかというところですよ。当時、堺市議会の議員が収賄事件を起こしたにもかかわらず居座っているという状況がありました。その中で政治倫理条例をつくって、これを懲罰対象にしようとしたということがありました。まずこれが大前提にあって、我が市議会にも必要ということでつくりました。今、皆さんは条例を御覧いただけと思うんですが、一番の肝は第7条第5項です。今は懲罰が二つになっているんですけど、当時は三つ四つあったはずですよ。議長の注意、謝罪文の朗読です。つまり、これを入れたいために、堺市も本市議会もつくったんです。しかし、これは法になじまない。つまり、実行できない政治倫理条例になっているというのが実際のところじゃないかと思います。それは先ほど山田議員も言われましたように、議会内のことについては、本市議会の条例等で懲罰対象になります。しかし、議会外のことに関しては懲罰対象になりません。だから、政治倫理条例をつくって、厳重注意とか、つくった当時にはこ

れよりもまだひどい措置がありました。これで対応しようということのでつくったんですが、その後、いろいろな全国の事例があつて、こういう措置は現実の問題としてできないということで、今、全国で見直しがかかっていますし、本市議会でもこういう話になっております。できないということは、条例がある必要がないということにもなりかねない。しかし、条例の中の精神については、もしかしたら議会基本条例に織り込むことができると思います。一番の肝の話になってきますので、ぜひその肝のところをどうしていくのかという議論をしていただきたいと思います。

宮本政志委員長　議長から、基本条例、政治倫理条例を制定したときのことと現状の御説明がございました。それを踏まえて、政治倫理条例そのものを廃止していこうとおっしゃっている創政会や山田議員から特に御意見を伺いたいです。

伊場勇委員　議長から、つくった当時の話等がありました。第7条第5項については、そもそもこの条例については法律の根拠がなく、市議会独自で決められたことになりますので、措置を強制できるものではないと考えています。そして、措置を強制した場合には、被審査議員が国家賠償訴訟を起こす可能性があるというところも懸念の一つだと思っています。議員が審査会の委員になって同僚議員を審査することについては、自浄作用というところはあると思いますけれども、そもそも会派があつたりとか政党があつたりとか、議会の中でのいろいろな権力争いとはまでは言いませんけれども、審査会があることによって、恣意的な部分が働く可能性もあると思っています。政治倫理については、この条例がなくとも議会基本条例にも入れ込んでおりますが、より明確な書き方をして——そもそも政治倫理は一つの行動規範でありまして、この条例は公益を害したり議員の職権を利用して他に働きかけて私利私欲のために職権を利用したりして何かいけないことをしてしまった場合のための条例なんだと思います。もし何かあつたときには、例えば解職請求権があり、議会と

して措置するものが地方自治法にもありますので、そういった方法での措置がふさわしいのではないかと考えています。この条例があったらその措置ができないわけじゃないけど、措置ができない、法的根拠がない部分については、今あるリスクをそのまま置いておく必要はないんじゃないかと思っています。なので、本市議会は、議会基本条例にしっかり入れ込む形で対応すべきじゃないかと考えます。

宮本政志委員長　少し分かりにくかったけど、先ほどの議長の御意見をお聞きした前提で行くと、私も政治倫理条例は、第7条第5項が肝になっていると思うんですよ。先ほど議長がまさにその点をおっしゃいました。創政会の伊場委員は、政治倫理条例はそもそも法的根拠のないものであって、第7条第5項に関しては、議長がどのような根拠をもって措置を取るのかが疑問だと、もし強制した場合には訴訟リスクも含めた上で機能しないんじゃないかということだから、もうこの政治倫理条例そのものを廃止せざるを得ないと言われたのかな。何か政争の具となるようなことも触れたけど、どうですか。

伊場勇委員　余計なことを言ってすみません。第7条第5項については、委員長が今おっしゃったとおりの意味で述べました。

宮本政志委員長　それが廃止の大きな理由の一つです。今、創政会から廃止に対する意見が出ております。山田議員も同じ廃止の方向でした。論点が違っても構いませんし、意見を言われても構いません。矢田議員は、そもそもこの政治倫理条例や議会基本条例の政治倫理の条項には全く触る必要がないとおっしゃっているので、この廃止すべきだという意見に対しての御意見を特に頂きたいと思います。ほかの方でもよろしいですよ。御意見はありますか。

大井淳一郎委員　第7条第5項については、先ほど議長が言われたように、具体的措置について書かれていると。もともとはほかにも措置があって、

議員の辞職とか辞職勧告決議とかフルセットで書かれておりました。これはいみじくも議長が議会運営委員であったときに制限的にすべきだということで、現状のとおりになっています。この問題点は、私が議会運営委員長の際にも出ていたんですけれども、二重処罰のおそれがあると。つまり、1号と2号の措置を併せて講ずるよう決することを妨げないとしていることを問題視する意見がありました。こういった第7条第5号の弊害や審査会において議員が議員に判断を下すことの問題点は、私も同じように感じております。具体的に廃止するかどうかについては、ほかにも第三者機関を置くべきではないかなどの議論もありますので、そういった議論も踏まえた上で廃止すべきかどうかを考えたいと思います。

宮本政志委員長 第三者機関とは、大井委員は附属機関のことを考えているということですか。

大井淳一郎委員 附属機関につきましては、総務省は消極的な見解を持っておりますが、私たちの議会基本条例は附属機関を置くことについて積極的です。しかし、果たして第三者機関としての政治倫理審査会が附属機関になじむのかどうかを確認して議論しなければいけないと思います。附属機関になじまないのであれば、この政治倫理条例の存廃にもかかわって考えると考えます。

宮本政志委員長 今の大井委員の意見について、ほかの方、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 補足して御説明します。第7条第5号の注意と朗読の措置を講ずることで問題があるというのは、伊場委員は国家賠償請求のリスクを言われました。私も断定的なことは言えませんが、被審査議員の意思に反することを強制するということは、憲法第19条の思想・良心の自由に反するおそれがあります。それから、これは必ずしもそれに当たる

というわけではないんですが、法的義務のない人に強要することは「強要罪」にもなり得ますので、そういったことも含めて訴訟リスクがあると感じております。ですから、第7条第5号のように措置を強制するような文言というのは、議長や伊場委員の話を聞いて、少し問題があるのではないかと感じております。

宮本政志委員長 もう少しつけ加えてお聞きしたいのが、仮にこの項がなくなるとすると、審査会を開いて、政治倫理条例違反と認定して終わることがあり得ますよね。そのあとの処罰がないわけですから、そのときの条例の必要性をどうお考えですか。

大井淳一郎委員 第7条第6項のところに、違反している旨の指摘があった場合は、政治倫理確保のために必要な措置を行う、つまり説明責任を果たすという形があらうかと思えます。しかし、やる人もいればやらない人もいるだろうと考えております。今の委員長の御質問に答えるならば、第7条第5項を廃止することになれば第6項で対応することもあるんですけれども、条例としての重みというか、条例が骨抜きになることを考えれば、存廃の話にもなるとは思います。

宮本政志委員長 そうすると、大井委員がさっきおっしゃった第三者機関のところも論点になるね。大井委員は、前議会運営委員長ですので、詳しい御意見をお聞きできました。今の大井委員の意見に対して、ほかの委員の方、御意見はございますか。

笹木慶之委員 第6条第2項の中に、「議員のうちから議長が任命する」という規定があるわけです。これについて私どもの中では、議員の中から委員を出すこと自体にやはりいろいろな問題があると。そういう立場ではないんじゃないかということで、専門的な立場でといいますか、別な形で任命するということもありますが、しかし、いろいろな面の反響も考えざるを得ないところもありますから、仮に取り入れるとするならば、

もっと真剣に具体的な結論を出さないと難しい問題があると議論しております。それから、もう一つは第7条第5項の審査等の問題です。審査会において云々というところがありまして、これは先ほど議長の話がありましたが、やはり対応について適性を欠いているんじゃないかということになりました。それについては、やはりそのような方向性の中で対応すべきじゃないかなと思っております。そういった中で全体的なこの流れで考えたときに、条例としての形態を少し損なうようなものもあるのではないかとこのところがありますので、それらを含めてしっかり検討すべき事項だと、私の会派の中ではなっております。

宮本政志委員長 笹木委員、この条例の中で何か損なうところがあると。例えば、どういうところが何を損なうんですか。

笹木慶之委員 先ほどあったように、まず議員の構成の手法の問題です。議員から任命するという手法の問題について、やはりこれは民間の導入ということも含めた中でということもありますが、そういうことが1点あります。それから2点目は、先ほどありまして、第7条の審査会の在り方の問題について、第5項については先ほど議長から話がありましたが、「講ずるよう決することを妨げない」という文言そのものが適切な対応ではないと解釈しているということです。

宮本政志委員長 まず、第6条第2項について、民間の導入と言われました。例えばどういうことですか。本市議会の政治倫理条例にのっとると、議員の中から委員を選ばなければいけない。これは何かおかしいと、疑問があるとおっしゃったんですよ。民間の導入とは、具体的に何ですか。先ほど大井委員は、附属機関について総務省の見解を述べました。これは確かに言われるとおりです。だから、第三者機関ということが政治倫理条例の廃止あるいは存続に対しての論点になると言われた。これが近いのかな。至誠一心会が言う第6条第2項の民間の導入というのはどういうお考えですか。

笹木慶之委員 いろいろな立場の方がいらっしゃると思うので……

宮本政志委員長 いろいろな立場とは、例えばどういうものですか。

笹木慶之委員 法的なものを職業としておられるような方等々の問題を含めて、しかし、任命するときの議長の任命行為の問題も入ってきますから断定的な言い方はできませんが、識見を持った人たちを入れるということも一つの判断ではないかということです。

宮本政志委員長 そういう抽象的な意見は困るんですよ。今日は政治倫理条例の改正だと冒頭に言ったでしょう。基本条例の検証が終わって、今から改正案を出していきますと。改正に伴うときに、基本条例の政治倫理の部分で第27条第2項に政治倫理条例についての規定がありましたから、今回、その議論に入っているんです。そして、政治倫理条例も改正等が必要であればという議論に入っているんです。そうすると、今のような抽象的な意見ではなくて、至誠一心会として第6条第2項の部分をおのうにすると。つまり、本市議会の議員ではない者による審査会を開くために、どういふ方々をどのような方法で選別し、人数はこういふ理由でこれぐらいが妥当ではないかと示して、ここをおのうに改正してくれという意見を述べる場なんですよ。抽象的に言うところじゃないので、至誠一心会で詰めたところをしっかりとっていただきたいんです。どうですか、笹木委員。

笹木慶之委員 議員の中から議長が任命するという今の手法については好ましい方法ではないということで進んでおりますが、具体的にどういふ人を選ぶか、あるいは、どこまでするかということについては、まだ具体的にそこまでは出しておりません。もちろん専門的な識見に立った判断ができる人たちを選べる、つまり適切な人選ができるような方法を選ぶということだけです。

宮本政志委員長　そのほかに御意見はありますか。特に、先ほど大井委員がおっしゃった論点についての意見はございますか。

中岡英二副委員長　大井議員が言ったこととちょっとずれるかもしれませんが、先ほど議長からこの政治倫理条例ができた経緯を聞きました。議員が、職権や地位を利用して私的な利益を実現しようとしたときに、何かの懲罰対象として政治倫理条例をつくったと言われて、その中で第7条第5項の議長の注意などは強制力がなくて機能していないということを言われました。これがつくられて、先ほどからありますように、政治に関わるものが守られるべき職業倫理と一般的な倫理が混合して、なかなか解釈しにくい条例になっていると思います。これを振り返ってみて、あまり機能していない条例であれば、創政会としては廃止すべきだと思います。そして、第7条第5項についてはそれ以降に議論すべきことだと思いますし、議会基本条例第27条議員には「市民の代表として」という条文がありますから、これで十分ではないかと思います。

大井淳一郎委員　先ほど笹木委員が言われた第6条第2項です。委員の中に議員以外の者を入れることも考えられるんじゃないかということは、実は私が前議会運営委員長であったときに話が出たんです。そのときに、政治倫理審査会の性質そのものについてはいろいろ解釈があるところですが、委員会に準じて考えるのであれば、議員以外のものを委員にはできないということで、そこは難しいということです。附属機関の話を最初にさせていただきましたが、附属機関というのは、総務省の見解では、執行機関の行政執行のためなどに必要な調査や諮問等を行うということです。議会では、議会運営等のために必要な調査や審問等を行う機関になるでしょうけれども、果たしてこの政治倫理審査会が附属機関としてなじむのかというところを考えるならば、先ほどから出ておりますように、議員が議員に何らかの処罰をするという意味も含めた判断を下すことが附属機関なのかというと、ちょっと難しいと考えます。となる

と、審査会そのものの設置根拠がだんだんと揺らいでくるので、創政会から存廃の議論が出ていると思います。私もその議論には賛同できます。

宮本政志委員長 創政会、その辺りで御意見はありますか。第三者機関、附属機関は全否定でしたね。その辺りは全く必要性ないという前提で廃止と言われましたよね。補足意見はありますか。

伊場勇委員 大井委員の言うとおりに、附属機関の使い方についてはいろいろなケースがあってもいいと思うんです。ただ、政治倫理条例の中でそういう機関を設置するとなると、審査会はなかなか附属機関がなじまないんじゃないかなと感じています。政治倫理については、第7条第5項の措置が難しいのであれば、そもそも附属機関を設置してまで議論をするべきかどうかと考えているわけです。なので、そもそも廃止の方向で考えてはどうかという話をしています。

宮本政志委員長 ほかに御意見はございますか。政治倫理条例を廃止しようという意見が出ているわけですから、議論にならないといけないでしょう。片や廃止、片やそういう方向性ではないのだから、そこで議論が発生するでしょう。

吉永美子委員 随分前、平成16年だったと思いますが、東京都の立川市議会が政治倫理条例を制定されました。その後、令和4年に事案が出てきて、もう少しきちんとしなければいけないということになって改正されたという経緯があります。基本はそのまま置きながら中をいろいろ変えられたんだろうと予測するんですけども、その中で私が以前より申し上げている、議員が懲罰的な立場に立たなければいけないというのは大変疑義を感じています。この立川市議会については、もともとなのかもしれませんが、市民や行政に長けた方々を審査委員として附属機関をつくっておられると。もう一つ、第7条第5項のような言葉ではなくて、要は公の場所ではなく、議長室を想定してそこで云々という形で勧告するな

どの形を取っておられています。何が言いたいかというと、中身を変えることによって、議論となっているところを改正し、即廃止ではなくて、改正して現状の困難点を乗り越えていく、きちんと規定していく方向性を考えていかないといけないと思っています。だから、私としては、立川市議会を調査してみる価値があると思っています。

宮本政志委員長　吉永議員としては、いきなり廃止じゃなくて、この中をいろいろ改正してと。今日の段階では、具体的にここをこういうふうに改正すればいいというところまでは意見が言えないと受け止めていいですか。

吉永美子委員　第6条第2項のように議長が任命して議員が審査委員になること自体に疑義を感じているので、附属機関にして議員を外すことが可能であれば、そういうふうにすべきではないかと思っています。また、第7条第5項についても、第1号、第2号を変えることができないかという思いを持っていて、その前例として立川市議会があると申し上げています。

伊場勇委員　第7条第5号については、そもそも法的根拠がないと措置ができないと解釈しているんですよ。強制する力はないし、訴訟リスクもあるわけです。なので、法的根拠がないという部分については、できないことを無理矢理やっている状況で、そこについてはもう削除と。そもそもあり得なかったと思います。また、立川市議会がどういう解釈でやっているか分かりませんが、私が思っているのは、できないことを無理やりする必要はなくて、政治倫理の行動規範というのは議会基本条例にしっかり入れ込む以外には必要ないんじゃないかということです。

吉永美子委員　先ほど申し上げたように、議長が注意するとか謝罪文を朗読させるとかではなくて、立川市議会のようなやり方は考えられないかということです。

宮本政志委員長 具体的に立川市議会はどのようにしているのですか。

吉永美子委員 先ほど申し上げたと思うんですが、勧告などということです。

それも具体的に書いてあるのは、議長室、非公開の場で云々と。見ていただけたら分かりますけども、本市では議場におけるとなってますけど、そういう形ではないんですよ。だから、条例をやめる以前にできることがあるんじゃないですかと申しています。

宮本政志委員長 それに従わなかった場合、立川市議会はどのような措置を取るんですか。

吉永美子委員 そこまでは調べておりません。ただ、これは勧告であるので、これに従わなかったから云々ということは、私が見る限りは見つけれません。

山田伸幸議員 今の説明だと、全く効力のないことを決めるのにわざわざそのための会を開かざるを得ないと。全くもって条例の存立そのものが間違った方向じゃないんでしょうか。できもしないことを決めるということは、おかしいですよ。

吉永美子委員 立川市議会を否定することになりますので、言葉に気をつけないといけません。立川市議会では「議場における陳謝の勧告は、議長が審査対象議員に対し、議会の信頼を回復し、誠実かつ公正な職務の遂行していくためには、議場で謝罪すべきである旨の勧告文を読み上げた上で交付し、かつ公表する」と規定されていて、謝罪させるとはなっていないということです。ただ、公表はされるということです。

伊場勇委員 公表されるというところに強制力が働きますね。法的根拠がないにもかかわらずです。そこに問題があるんじゃないですかっていう話です。勧告とか公表の文書とか、その事実がありますね。その事実がリス

クになりませんかという話です。法的根拠がない、そして、リスクがありませんかという話です。だから、やはり何もしなかったらそれはそれでいいですよ。けど、何もしないのに審査会を開くんですかという話になるじゃないですか。意味が分かりますか。（発言する者あり）いやいや、措置がないのに話して終わりですか。そうじゃないですよ。措置があるから、それに該当するかどうかを話して、認定するか、認定しないかを決めるんです。だからこそ、見えないところでやったらいいと言いますが、見えないところでやったという事実が残りますね。それに強制力はないのに。例えば、文書で出されると、なおさらそれをやったことは残ります。公式、非公式は関係ないと思います。だから、そもそも話なので何回も言いますが、法的根拠がない処罰についてはやるべきじゃないという話です。

宮本政志委員長　伊場委員、簡明に言ってほしいです。つまり、強制があろうがなかろうが、公開だろうが、公開じゃなかろうが、そもそも議員が議員に対して処罰を与えること自体が駄目だと。だから、そもそも第7条第5項はもうすぐわないと。すぐわないっていうことは、そもそも改正云々じゃなくて、政治倫理条例そのものが必要ないということで正しいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

吉永美子委員　だから、根本的に立川市議会と違うのは、審査会から勧告が出るわけですよ。その勧告を尊重して議会が措置を講じることができるということです。全く立場、やり方が違うので、イコールにはなりません。

山田伸幸議員　今だと効力もないというか、そもそも処罰すべきでないものをそこで延々と議論すること自体にかなり問題があるんじゃないでしょうか。そこに思い至っていない議論になっていると思いますよ。

大井淳一郎委員　立川市議会の条文を見ますと、第17条で議長に報告する旨の規定があります。それを受けて第20条で勧告を尊重して、議会運営

委員会の議決を得て、次に掲げる措置を講ずると。口頭注意、戒告、陳謝、出席辞職の勧告、議員辞職と。いわゆるフルセット型です。立川市議会のことで、それは立川市議会の判断に委ねられているとして、当市議会では、先ほどからありますように、具体的措置として注意や謝罪文の朗読を強制することが問題ということからすると、勧告を受けて、議会運営委員会が決定して、口頭注意など具体的措置を講ずるのはやはり問題ではないかと思っております。

吉永美子委員 立川市議会の例を挙げたのは、改正で対応しても意味がないという意見が出ていたので、例として立川市議会を挙げました。私は立川市議会の議員じゃありませんから、こういうやり方もあるのではないかと御提案申し上げただけですので、御理解ください。

大井淳一郎委員 それは理解します。今、廃止の話が出て、私もまず改正できるところはないかということで一つ一つ見ています。しかし、ちょっとうまくいかないなという立ち位置です。そこから存廃の話をすればいいかなと思っております。審査会設置の根拠が乏しくなっているなど感じているところです。

宮本政志委員長 廃止の方向性で考えておられる会派が、先ほどの吉永議員の意見に対して攻めるようではいけないですね。そうじゃなくて、改正したらどうかということに対して、山田議員や伊場委員は、こういう理由で改正する必要はないと。つまり、廃止でいいんじゃないかと意見をいうことが必要です。大井委員は、改正する場所があれば云々と言われたんだけど、大井委員、矢田議員、笹木委員、改正する場所はありますか。廃止をするべきではないと、または廃止しなくてもここを改正したらいいという御意見があればお聞きしたいです。

大井淳一郎委員 最初に考えたのは、第3条第1号の削除です。これによって拡張事例に歯止めがかかると思います。第2号から第6号までが残ります。

すけれども、これも取りようによっては広がる可能性があつて、第3条第6号に基づいて、いわゆる影響力を不正に行使したのではないかという事案がありましたね。これもやっぱり判断が分かれるところです。ですから、何が言いたいかということ、結局、第3条に基づいて政治倫理審査会の設置があるわけです。だから、政治倫理審査会が根拠を欠くものであれば、政治倫理条例の存在意義はあるのかと考えております。だから第3条第1号をのけるだけではちょっと難しいと考えております。何が言いたいかということ、問題になっているのは第3条第1号と第7条第5号ですよ。第7条第5項を改正しようとしても、具体的措置はこれ以上軽いものだったらいいのかということ、結局強制のところがあるので、これに代わる改正というのは議論している中では見当たらないと思っております。あと、第6条第2項に関連して第三者機関という話が出ました。議会基本条例に基づいて附属機関を置くことも選択肢にはあるんです。そうした専門的知見の御意見もありました。私もその方向も考えてみたんですけれども、附属機関というのは、議会の調査とかに関わるものであつて、果たして政治倫理審査会がそれになじむのかということ、ちょっとなじまないと考えております。ですから、政治倫理審査会の性質をいじっただけで解決するものではないのであれば、改正して何とかなるものではないのかなと考えており、廃止という方向も検討すべきと思っております。

宮本政志委員長 第3条第1号だけではなくて、第2号から第6号の件もおっしゃった。附属機関のこともおっしゃった。つまり、この政治倫理条例が廃止されて、それに伴って当然審査会もなくなるわけだけど、議会基本条例の中を拡充するというか、少し手を加えれば足りるのではないかということですか。それなら廃止もあり得るということかな。

大井淳一郎委員 もし廃止するのであれば、議会基本条例第27条第2項の問題があります。第1項についても、伊場委員が先ほど言われたように、少し文言を加えるべきではないかなと思います。議会基本条例中に政治

倫理基準をずっと並べるのは条文の体裁からしてどうかと思いますので、第27条第1項は精神的なものを定めるにとどめるべきだろうと考えております。

笹木慶之委員 先ほど申し上げましたように、この条例そのものの機能が、その目的を正確に達しているかというところに問題があったわけです。そういったことに対して、第6条第2項の性質の問題、もちろん附属機関などいろいろありますが、それはそれとして置いておきます。これにはやっぱり大きなあい路があるということです。それがまず一つです。それから、先ほどありましたが、第7条第5項の審査会等々の取扱いについても、やはり適切な背景を備えていないということもありました。私たちが実はいろいろな形で検討しておりましたが、山口市の例とか周南市の例とか、もちろん詳細まで分からないところもあるんですけど、例えば山口市については議会基本条例の第8章で、議員の政治倫理に触れているが、条例の制定はないと。それから、周南市を見てみますと、政治倫理審査会を設置しているようですが、構成員は7名で、専門家とか有識者とか、そういった方を議会の同意を得て任命というものもあるんですよ。ところが、なかなかそこに踏み切れないと感じました。それから、岩国市とか美祢市とか萩市とかはないようですが、下関市については市議会条例及び議会規則の定めによってそれが運用されているということがありました。その辺りも踏まえて、もちろんさっきあったように、この政治倫理審査会そのものの形態はやはり損なっておるというものも考えながら、全体的な見直しも判断の一つに当然入れていくということなんですが、果たしてそれでいいのかなという疑問も残っているわけです。ですから、議会基本条例第27条の中で言われておりますので、第2項によって条例で別に定めるという手法も考えられますし、改正してから片方の条例をのけるということも手法としてはあると思うんですけど、私たちの会派の中では、さていかなものかというところなんです。だから、選択肢の中でさっき言ったように、当然改正すべき条項についてはある部分もあると。しかし、見直して本当にそれでいいのかどうかと

いうこともやはり少し疑問は残るところの中で、いろいろな形での選択肢について検討しているということでもあります。

宮本政志委員長 長々と言っているけど、別にあなたの他市議会の調査結果を公表したり、感想とかを聞いたりする場じゃないんですよ。だからどうなのか、なんですよ。山口市議会がどうだ、下関市議会がどうだと調査結果をだらだらしゃべって、至誠一心会の意見が全く分からない。だからどうなのか。この政治倫理条例は必要、必要だがこの部分がこう、だからこの部分はこう改正する必要がある、論拠はこう、だから至誠一心会としては政治倫理条例は必要ないんじゃないかなどです。どこかの市議会の条例の第8条、第9条にこう盛り込まれているという意見を聞くと、廃止して条例に盛り込めばいいじゃないかと言っているのか、何をおっしゃっているかが全く分からない。今、3分ほどしゃべっていましたよ。

中村議会事務局次長 今、笹木委員の発言の間に周南市の条例を調べてみました。以前言ったかもしれませんが、ここの政治倫理条例は、市長等、いわゆる政治家を一くくりにした市の附属機関という扱いですので、議員以外の専門家が入れる条例をつくっていると解釈していただいたらいいます。ですので、大井委員が今まで言っているとおり、議会の中には会議体として委員以外の者が存在するものはありません。政治倫理審査会も現在は特別委員会に準じるものという考え方になりますので、今の条例のままでは議員以外が存在する会議はない。それ以外の者を呼ぼうと思えば、参考人招致や関係者を呼ぶしかないので条例にそう記載してあると。笹木委員がおっしゃっているのは、政治家を全て巻き込んだ市の附属機関としての扱いの中で外部の方が委員として入っているということで、本市の現在の条例とは分けて考えていただいたほうがいいです。

宮本政志委員長 そうすると、附属機関に第三者を盛り込むのであれば、市長等も含めるような条例にしないといけないということですか。

中村議会事務局次長 そのとおりです。

宮本政志委員長 その辺りも含めて論拠を示してほしいんですよ。第三者を委員とするように附属機関を設けるのであれば、条例中に議員だけじゃなくて市長等も盛り込んだ形で改正しなければならないから、そうしようというように、根拠を示して議論をしてほしいんですよ。笹木委員、先ほどのような発言は気をつけてください。感想は要りません。他の市議会の調査した結果を公表する場ではございません。そういったことを踏まえた上で、至誠一心会としてどうすべきかを、論拠を持って意見を述べていただきたい。そういう議論の場にしていただきたいです。御意見はございますか。

大井淳一郎委員 先ほど周南市の話が出ましたので情報共有です。間違っていたら事務局から訂正してください。周南市がそういう置き方をしているのは私も見たことがあります。これは議会が附属機関を置いているんじゃないで、あくまでも行政の中の附属機関に含めているから対象に市長も含めていると。これは議会が附属機関を置いた事例ではありません。ここは皆さん御存じかと思いますが、情報共有させていただきたいと思います。

宮本政志委員長 そのほか御意見はございますか。大井委員は、先ほどの対象に市長を含めて附属機関化することには否定的ですよ。

大井淳一郎委員 市の行政機関の中の附属機関として位置づけるということは、総務省見解と相違しないようにしたということです。

宮本政志委員長 そういったところも踏まえて、改正すべきという考えですか。それとも、その辺りは難しいから、政治倫理は議会基本条例にしっかり盛り込んで廃止していく方向でお考えですか。

大井淳一郎委員 実は周南市の例も考えたことはあります。前議会運営委員長のときにこれを扱っていましたので、そのときに考えました。ただ、やはり市との調整も要りますし、調整が難しいのではないかと考えております。ですので、そこまでして行く必要があるのかと思っております。委員長が言われたように、政治倫理条例は廃止の方向で、議会基本条例第27条中に盛り込むと。とは言っても、個人的にはあまり詳細には入れないほうがいいと思います。

宮本政志委員長 分かりました。笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたとおりですが、会派の中でしっかり議論した中での話ですから、私が持論を言っているわけではありません。したがって、その中の選択肢の一つとしてのことはいろいろ言っておりますが、ただ、現行の条例そのものの在り方自体はやはりそうあるべきではないという部分もありますので、それらも踏まえてしっかり議論をしたいということにしております。今日のところはそのようにしております。

宮本政志委員長 違います。私があなたに意見をお聞きしたいのは、議会基本条例の政治倫理の部分をもそのままにするのか、あるいはそこを改正するかです。具体的なものというのはもう少し議論が必要ですが、政治倫理条例そのものはもう廃止していいんじゃないかと、伊場委員、大井委員が言われているわけです。山田議員もそうですね。議会運営委員である至誠一心会の笹木委員の御意見をお聞きしているんです。さっきからいろいろなことをおっしゃるんだけど、よく分からないです。私の理解する能力が低いのかもしれないですけど、よく分からないです。

笹木慶之委員 もう少し付け加えたほうがいいかと思いますが、要は議会基本条例から事が起こっているわけです。それを受けての条例制定の問題になってくると思うんです。そういった形の中でさっきあったように、議

会基本条例そのものの本体で動かせるという方法もあるわけですけど、そうではなくて、別に定めるといふところの条例制定が出てきています。それについてのあい路が少しありますので、その辺りをしっかりチェックをかけながら慎重にやるべきじゃないかなという意見を……

宮本政志委員長　だから、今、チェックして慎重にやっているわけです。あなたはさっきから何を言っているのか。議論に入ってください。「チェックする必要があります」や「真剣に議論する必要があります」ではない。もう真剣に議論しているんです。チェックしているんです。至誠一心会としてはどうなのかと聞いています。「改正しましょう」、「政治倫理条例は廃止してはいけない」、例えば矢田議員と同じく、「もう一切改正する必要ありません」というのも一つでしょう。今、あなたの意見を聞いていたら、少し改正するべきところがあるんだろうなと思うわけ。だったら、政治倫理条例を廃止すべきではないと。ここをこういうふうに改正すべきだと。なぜならばこうだと。僕はさっきからそれを聞いているわけです。慎重にとかどうかとかっていうのはもうとっくにやっていますよ。この議会運営委員会では慎重に議論していますよ。皆さんは慎重に御意見を言っているじゃないですか。だから、至誠一心会はどうなんですかと言っているんです。

笹木慶之委員　だから先ほどから言っておりますように、そういう経緯を踏まえた中で、選択肢を持って、今、しっかり検討しているわけです。だから、最終的なものを今どうだこうだというわけに私は個人的に言うわけにはいきませんので、会派の中で最終的な結論を出していくということです。

宮本政志委員長　至誠一心会としては、結論が出ていないということね。

笹木慶之委員　選択肢の一つの中としてね。

宮本政志委員長 いや、意味が分からない。選択肢の中の一つとしてという意味が分からないです。

笹木慶之委員 条例を廃止するという選択肢も一つありますが、条例改正という選択肢もあるわけ。だからそれを言っているわけです。その選択肢の中の考え方は私の一存にはなりませんので、それを言っているわけです。

宮本政志委員長 あのね、笹木委員、申し訳ないが、私は委員長になって何度か言っていますよ。議会運営委員会には会派の代表者として来ているんでしょう。でしたら、「自分の一存で」と言いますが、あなたが至誠一心会から代表として答えるべきことがあるはずですよ。それを、困ったら会派に持ち帰って、会派に持ち帰ってと言って——検証から改正から、政治倫理条例に関しては議論していきますということは、今日の朝にいきなり言ったわけじゃないでしょう。議論しているはずですよ。それを、困ったら会派に持って帰るというのは、委員長として全く理解できません。ここで暫時休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 時 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。これまでの議論を見ておきますと、政治倫理条例を廃止していくべきという御意見もあれば、改正に向けて着手していくべきだという御意見もございました。今日の時点では結論を出せませんが、議会基本条例と政治倫理条例を含めて、先ほど高松議長からアドバイスを頂いておりますが、委員長として再度、議長からのアドバイスを頂きたいと思います。高松議長、よろしいですか。

高松秀樹議長 ずっと議論を聞いていて、廃止の方向性と、改正して存続しようという方向性の意見があったと思います。私が最初述べたように、政

治倫理条例をつくった理由は、議会外の議員活動、つまり議員の行動について処罰できないと。これは例を出しましたが、堺市議会の場合、議員が権限を使って収賄事件を起こしたにもかかわらず議会内に存在し続けたということで、懲罰を使ってその議員に対抗措置をしようというところなんです。しかしながら、この措置はなじまないというのははっきりしております。これが廃止の方向性の皆さんの御意見だと思います。逆に、処罰できないにもかかわらずこの条例を改正して存続させたいという委員の皆さんに対して、なぜこの条例が必要なのかと。そういう状況なのに必要なのかという御意見はなかなか言っておられないです。今日は終わられるってことなので、そういう方たちは、この条例の必要性または意義について、しっかり次の会で議論をしていただきたいと思います。

宮本政志委員長 議長、ありがとうございます。委員長である私の委員会運営がいささかよろしくありませんでしたので、議長からアドバイス頂きました。議長は、廃止すべきだ、廃止すべきではない、どちらの意見もおっしゃっておられません。今の議長からのアドバイスを考えると、至誠一心会、吉永議員、矢田議員は、今日の議論を見ておりますと、廃止ではなく改正という意見をおっしゃっておられました。次回の議会運営委員会の中では、先ほど議長がおっしゃったことについて、その論拠について、しっかり意見をお聞かせ願います。付議事項１点目の政治倫理条例については、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは付議事項の２点目、その他に入ります。委員の皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局よろしいですか。

石田議会事務局長 議員研修会の件です。本市の議会アドバイザーであります江藤俊昭先生の議員研修会でございますが、本年３月３１日、本年度最終日ですが、この日に研修会を行いたいと考えております。時間は午前、午後ということで、詳細については調整いたします。また、テーマにつきましては、議長、議会運営委員会の委員長、事務局等で検討させていただきたいと考えております。

宮本政志委員長 議長の承諾は得られていますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

3月31日、時間未定で江藤先生の議員研修ですね。事務局、一般質問と告示日を確認したいです。

岡田議会事務局議事係長 3月定例会の告示日は、2月13日木曜日となっております。そして、このたびは市長の施政方針演説がございませんので、一般質問も他の定例会と同じ期限になっています。一般質問通告締切りの日は、14日金曜日の正午までとなっております。

宮本政志委員長 一般質問通告締切りは、14日の正午までですね。多くの議員が集中して提出すると事務局も大変なので、できれば1日前、2日前など余裕を持って早めに通告書を提出していただければと思っております。事務局、そのほかは大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（うなづく者あり）吉永議員、何かありますか。

吉永美子委員 今、議員研修会と言われました。どういう内容か決まっていれば事前に教えてください。

宮本政志委員長 これから議長とすり合わせをさせていただきます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時4分 散会

令和7年（2025年）2月3日

議会運営委員長 宮 本 政 志